

公 告

契約担当官
陸上自衛隊施設学校
会計課長 綾戸 常貴

次のとおり一般競争入札を行います。

1 入札に付する事項

件 名	規 格	単 位	数 量	履行期限	履行場所
ボイラー洗缶等役務	仕様書のとおり	ST	1	令和6年11月29日	陸上自衛隊勝田駐屯地

2 参 加 資 格

- 令和4・5・6年度防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」のA, B, C, D等級に格付けされ、競争参加地域が関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 暴力団関係業者でないこと。(工事等において、都道府県警察より暴力団関係者として排除要請があり、その状態が継続していない者又は、工事等以外の公共事業において入札心得等に定める暴力団排除特約条項、事項、誓約書を承諾した者)

3 契 約 条 項

- 役務請負契約条項
- 談合等の不正行為に関する特約条項
- 暴力団排除に関する特約条項
- 契約条項を示す場所：陸上自衛隊施設学校総務部会計課および同ホームページ(<https://www.mod.go.jp/gsdf/shisetsu/es-hp/index.html>)

4 説 明 会 の 日 時 及 び 場 所 : な し

5 入 札 実 施 日 時 及 び 場 所 : 令和6年5月9日(木)11時15分 陸上自衛隊施設学校総務部会計課入札室

6 保 証 金

- 入札保証金：免除 但し、落札者が契約を結ばないときには、「入札金額に消費税及び地方消費税に相当する金額を加えた金額(以下、「落札金額」という。)」の100分の5に相当する金額を徴収する。
- 契約保証金：免除 但し、契約者がその契約を履行しないときには、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として徴収する。
- 遅延賠償：遅延部分1日につき、契約金額の1/1000に相当する金額以上を徴収する。

7 無 効 入 札

- 本公告に示した資格のない者の入札
- 入札者が誰であるか識別し難い場合の入札
- 入札に関する条件に違反した入札
- 入札金額が明瞭でない入札
- FAX、電報、電話、電子メールの入札
- 入札後、2項(7)に該当する暴力団関係業者と判明した入札

8 落 札 決 定 方 法

- 総額により決定する。
- 落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- 入札金額は消費税抜き価格とし、当隊所定の予定価格の範囲内で最低入札者を落札者とする。
- 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%(軽減税率対象品目については8%)に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、各入札者は消費税課税、免税事業者を問わず見積もった金額の110分の100(軽減税率対象品目については108分の100)に相当する金額を入札書に記載すること。

9 契 約 書 の 作 成 : 落札者は官側から指示がある場合、遅滞なく契約書又は請書を作成しなければならない。

10 そ の 他

- 委任状について：入札に参加される者が参加資格に示す代表者でない場合、入札前までに委任状を提出する。
- 資格審査結果通知：入札前までに全省庁統一入札参加資格の「資格審査結果通知」(写)を提出する。
- 郵便入札について：郵便による入札は令和6年5月8日(水)17時00分までに下記宛先必着とする。
封書には必ず会社名、入札日時、入札件名、朱字で「入札書在中」と明記し、配達記録が残る書留にて郵送する。
なお初度入札で郵便による入札参加者があった場合の再度入札の時期は、次のとおりとする。

ア 日 時 : 令和6年5月13日(月)13時30分

イ 場 所 : 陸上自衛隊勝田駐屯地 本部庁舎1F 会計課入札室

- 暴力団排除誓約事項：入札書の提出をもって、「暴力団排除に関する誓約事項」のとおり誓約したものとす。
- 問い合わせ・連絡先：〒312-8509 茨城県ひたちなか市勝倉3433 陸上自衛隊施設学校総務部会計課契約班 029-274-3211(内線274) 担当 亀石 直通FAX : 029-271-3130 電子メール : fin-esh@inet.gsdf.mod.go.jp

市場価格調査

No.	品名	規格	単位	数量	単価	金額
1	ボイラー洗缶等役務	仕様書のとおり	ST	1		
合計(税抜)						

提出期限：令和6年5月7日(火) 13時00分

提出先：陸上自衛隊施設学校総務部会計課契約班

直通FAX：029-271-3130

電子メール：fin-esh@inet.gsdf.mod.go.jp

住所

会社名

代表者名

担当者

連絡先

陸上自衛隊施設学校仕様書

物品番号		仕様書番号	27
品名・規格	ボイラー洗缶等役務	承認年月日	令和6年 4月 日
		作成年月日	令和6年 4月 10日
		変更年月日	
		作成部隊等	施設学校総務部管理課営繕班

1 適用範囲

本仕様書は、陸上自衛隊施設学校が実施するボイラー洗缶等役務について適用する。

2 実施場所

茨城県ひたちなか市勝倉3433 陸上自衛隊勝田駐屯地

3 役務内容

- (1) 6月14日に実施する上期性能検査までに、第1種圧力容器用安全弁(25A×1・40A×1個)の組立て及び吹き出し試験を実施すること。
- (2) 2号ボイラー本体の整備作業を実施する。その際、炉筒、汽水内部、煙管及び連続ブロー装置の整備作業実施及び、1号ボイラー用安全弁2台の擦り合わせを令和6年9月第2週目以降における官側の指定する4日間で実施すること。細部は第5項及び第6項による。
- (3) 9月27日に実施する下期性能検査日までに、第1種圧力容器用安全弁(40A×1個)の組立て及び吹き出し試験を実施、1号ボイラー用40A安全弁2個の吹き出し試験をすること。

4 ボイラー仕様

(1) 1号ボイラー

ボイラー型式	炉筒煙管ボイラー タクマRE-60FII	燃料消費量	(定格) 438kg/h
最高使用圧力	0.98MPa	燃焼室容積	4.23
概算蒸発量	7,200kg/h	燃焼方式	FGA-6,000 油圧式
実際蒸発量	6,000kg/h	制御方式	全自動電気式比例制御
ボイラー効率	88%以上	使用燃料	A重油特種1号
伝熱面積	66.9㎡		

(2) 2号ボイラー

ボイラー型式	炉筒煙管ボイラー タクマRE-80FII	燃料消費量	(定格) 438kg/h
最高使用圧力	0.98MPa	燃焼室容積	5.89
概算蒸発量	9,600kg/h	燃焼方式	SLNG-700 蒸気噴霧式
実際蒸発量	8,600kg/h	制御方式	全自動電気式比例制御
ボイラー効率	88%以上	使用燃料	A重油特種1号
伝熱面積	92.9㎡		

5 2号ボイラー本体整備作業

- (1) バネ式安全弁整備
弁及び弁座の摺り合わせを実施し、安全弁として機能するように整備する。なお、摺り合わせ作業前・後に監督官の確認を受ける。
- (2) ボイラー炉筒整備
煤を落としワイヤーブラシで清掃する。清掃後、掃除機を使用して煤等を除去した後、ウエス等で表面を拭き取る。
- (3) 煙管整備
 - ア 煙管及び管ステー内部
チューブクリーナーを使用し清掃する。その際、後部の耐火レンガに損傷を与えないよう注意すること。
 - イ 煙室煙道等の入口部及び溶接部
ワイヤーブラシ等で清掃した後、ウエス等で表面を拭き取る。
- (4) 汽水内部整備
 - ア 汽水内部
ワイヤーブラシでスケール等の付着物を除去する。この際、ボイラーペイントで覆われている部分の地肌を露出させないように塗装する。
 - イ マンホール、掃除穴、検査穴
蓋を取外しワイヤーブラシで清掃する。
 - ウ 給水内管
外面をワイヤーブラシ付サンダー及びワイヤーブラシで、内部はチューブクリーナーを使用し、スケール等付着物を除去する。

表1 付属品の整備内容

区分	規格	数量 (個)	項目		その他
			清掃実施	パッキン交換	
主蒸気弁	150A	1	○	○	※
吹出弁	40A	2	○	○	△
反射式水面式	UZ型 NO.3B	2	○	○	※▲
マンホール	380mm×280mm	1	○	○	
掃除口	200A	1	○	○	
検査口	80A	4	○	○	
燃料用ストレーナー	PT160メッシュ	1	○	○	
オイルバーナ	FGA型蒸気噴霧式	1	○		
煙室前扉	BWS-1059-00	1	○	○	
上部給水管フランジ部	40A		○	○	
バネ式安全弁	40A×30φ	4	○	○	
	50A×38φ	2			
本体圧力計	BS1/2×200φ×15K	1	○		
メートルコック	BS1/2×200φ×15K	1	○	○	
蒸気コラム (電極棒)	80A	1	○	○	
フロート式低水位遮断機	150A	1	○	○	
火炎検出装置	C7027A	1	○		
覗き窓・前後部	前20A 後50A	各1	○	○	
給水用ストレーナー	50A	1	○	○	
給水用ストレーナー	65A	1	○	○	
給水用逆止弁	40A	1	○	○	
点検口	420mm×420mm	1	○	○	

凡例 ※印：各バルブグランドパッキンの交換
 △印：ランタンブッシュ・ワッシャー・バルブリングの交換
 ▲印：スリーブパッキンの交換

6 連続ブロー装置整備作業

表2により実施し、熱交換器として機能を発揮出来るように整備する。

表2 連続ブロー装置 (CB-50S) の整備内容

区分	規格	数量 (個)	項目	
			清掃実施	パッキン交換
熱交換器	100A	1	○	
フランジ	100A	2	○	
ガスケット	100A	1		○
フランジ	15A	8	○	
ガスケット	15A	4		○
ボイラー水ストレーナー	15A 160メッシュ	1	○	
ボルト・ナット	M16	8	○	
ボルト・ナット	M12	12	○	
ドレン管	15A	1	○	
ドレン弁	15A	1	○	
エアー抜弁	10A	1	○	
圧力計	10A	1	○	
給水出口	40A	1	○	
給水入口	40A	1	○	
ブロー水出口	15A	1	○	
ブロー水入口	15A	1	○	

7 消耗品

本役務で使用する消耗品は表3のとおり。

表3 消耗品一覧表

NO	名称	規格等	単位	数量
1	パッキン	蒸気用 t1.5 JIS10K-15A 日本バルガー工業 NO.6502 ニチアス株式会社 NO.1120 または同等以上	枚	3
2	パッキン	蒸気用 t1.5 JIS10K-40A 日本バルガー工業 NO.6502 ニチアス株式会社 NO.1120 または同等以上	枚	5
3	パッキン	蒸気用 t1.5 JIS10K-50A 日本バルガー工業 NO.6502 ニチアス株式会社 NO.1120 または同等以上	枚	1
4	パッキン	蒸気用 t1.5 JIS10K-65A 日本バルガー工業 NO.6502 ニチアス株式会社 NO.1120 または同等以上	枚	1
5	パッキン	蒸気用 t1.5 JIS10K-80A 日本バルガー工業 NO.6502 ニチアス株式会社 NO.1120 または同等以上	枚	7
6	パッキン	蒸気用 t1.5 JIS10K-100A 日本バルガー工業 NO.6502 ニチアス株式会社 NO.1120 または同等以上	枚	1
7	パッキン	蒸気用 t1.5 JIS10K-150A 日本バルガー工業 NO.6502 ニチアス株式会社 NO.1120 または同等以上	枚	1
8	パッキン	蒸気用 t1.5 JIS10K-200A 日本バルガー工業 NO.6502 ニチアス株式会社 NO.1120 または同等以上	枚	1
9	パッキン	蒸気用 t3.0 JIS10K 380×280×20 日本バルガー工業 NO.6502 ニチアス株式会社 NO.1120 または同等以上	枚	1
10	パッキン	織布 ガラス繊維 t2.7~3.2 W38~40×4000mm 日本バルガー工業 NO.112G ニチアス株式会社 NO.1364 または同等以上	本	2
11	パッキン	バルブ用グランドパッキン7.9~8×1000mm最高使用温度300℃ 日本バルガー工業 VFT-22 ニチアス株式会社 NO.9077 または同等以上	本	1
12	パッキン	サワダ製作所OBK水面計 (UZ NO.3B) 用ガラスパッキン サワダ製作所OBK水面計 (UZ NO.3B) 用グランドパッキン16φ サワダ製作所OBK水面計 (UZ NO.3B) 用スリーブパッキンAB/18	個	各1
13	ランタンブッシュ	一ノ瀬 エスペロ吹き出し弁 (Y型40A) 用ランタンブッシュ	個	1
14	ワッシャー	一ノ瀬 エスペロ吹き出し弁 (Y型40A) 用ワッシャー	個	1
15	バルブリング	一ノ瀬 エスペロ吹き出し弁 (Y型40A) 用バルブリング	個	1

8 注意事項

(1) 役務現場管理

ア 本役務は、本仕様書によるほか、「ボイラー及び圧力容器安全規則」及び関係諸法令等に基づき実施するものとする。

イ 本役務を実施する作業責任者は、「ボイラー整備士」の有資格者とし、作業実施時に資格免許証を監督官に提示するとともに、免許のコピーを1部提出する。

ウ 作業に必要な消耗部品及び材料等の交換については、契約相手方にて実施し、交換した材料等については処分すること。

エ 作業現場の安全管理は、関係法規に従い遺漏なく実施し、事故防止に万全を講じるとともに、作業中、常に注意を怠らないようにすること。

オ 本役務の実施に伴い、他の施設及び物品等に汚損又は損傷を与えた場合は、契約相手方の負担により直ちに現状復旧すること。

カ 本役務の着手に先立ち、監督官と工程について調整後、工程表を作成提出し、監督官に承認を受けるものとする。

キ 役務で使用する電気及び水については、官側の施設を使用することを原則認めないものとする。使用する場合は事前に監督官と協議し、監督官の指示を受けるものとする。

(2) 役務写真

工程ごと作業前、中、完了後及び隠蔽なる箇所、その他監督官の指示する箇所を撮影し、工事写真帳等に整理して提出すること。

(3) 役務関係書類の管理

ア 役務関係書類、パソコン及び記憶媒体の適切な管理を行い、情報流出防止に万全を期すること。

イ 契約相手方は本仕様書等を当該役務関係者以外に貸出し、複写及び回覧させてはならない。

(4) 役務実施日及び時間

ア 土日及び祝日の作業は原則認めないものとする。やむを得ず作業を実施する場合は2日前までに監督官に申し出ること。

イ 作業時間は原則、駐屯地の日課時限（08：15～17：00）に合わせて実施すること。やむを得ず17時を超えて作業を実施する場合、当日15時までに監督官に申し出ること。

(5) 構内車両運行等

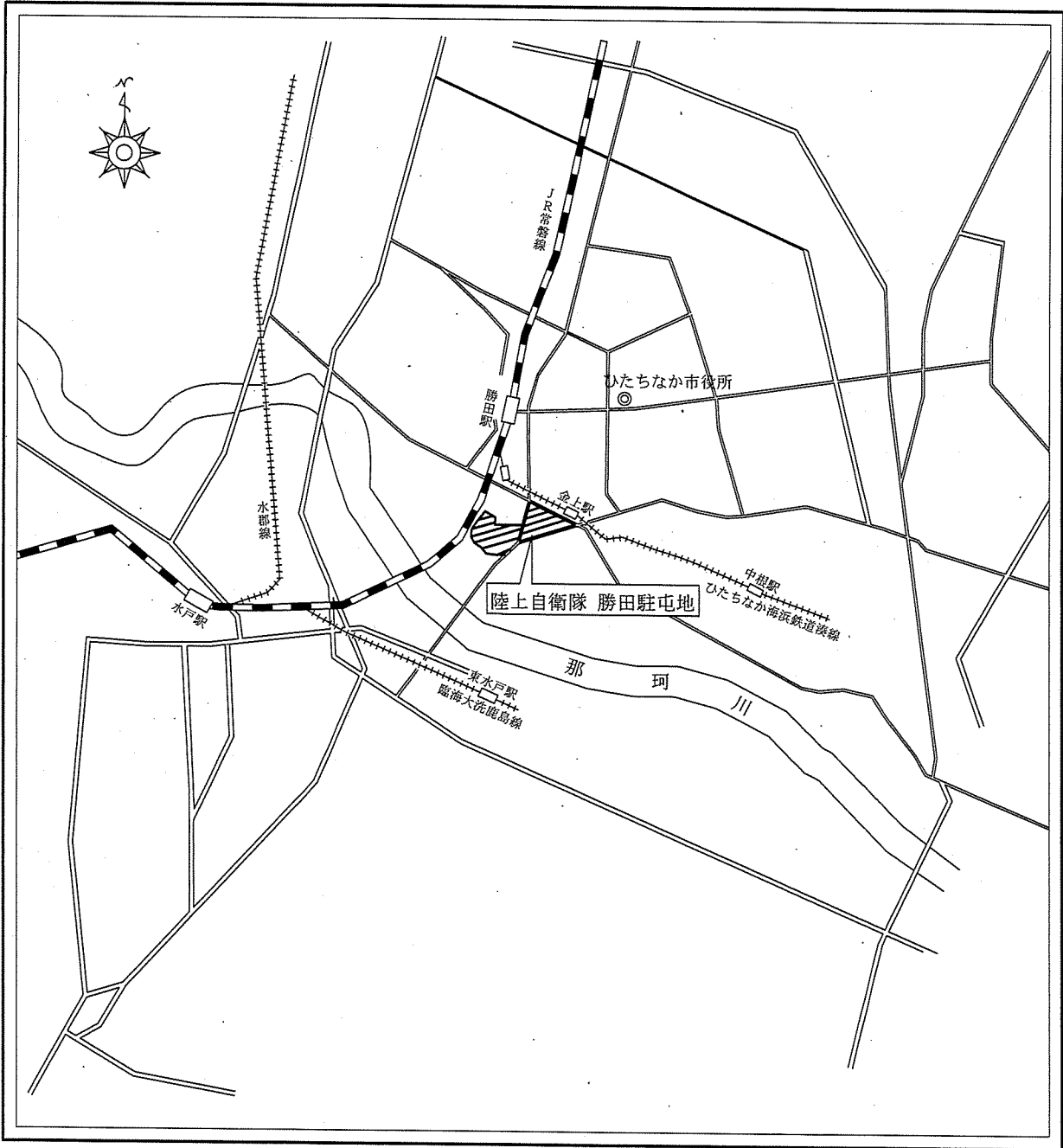
ア 構内における車両駐車場は、監督官の指示によるものとする。

イ 構内車両運行速度は、25 km/h以下とする。

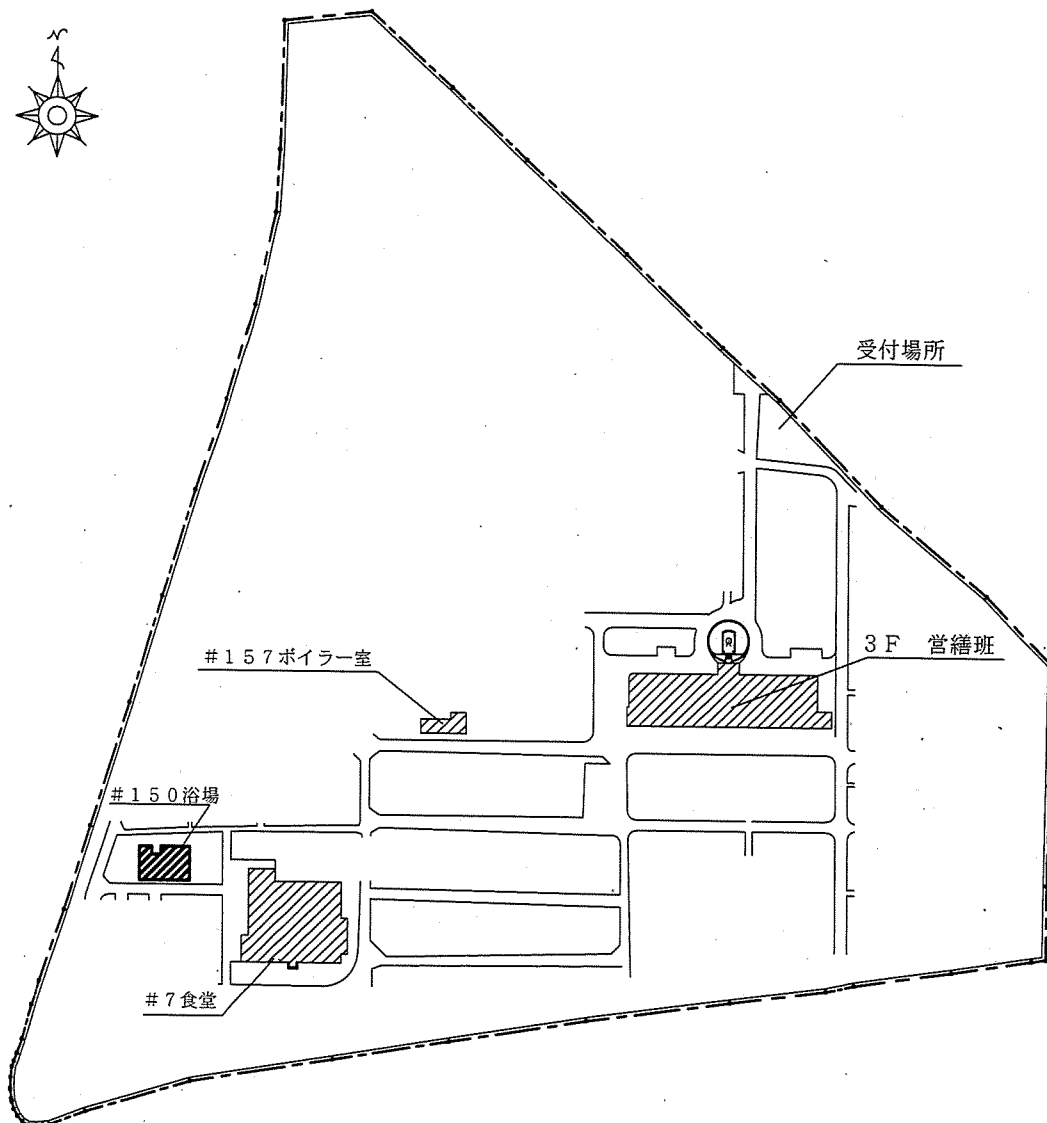
9 調整先

陸上自衛隊施設学校総務部管理課営繕班 施設管理係 宮本技官

029-274-3211 (代表) 内線252



勝田駐屯地案内図 S=1/x



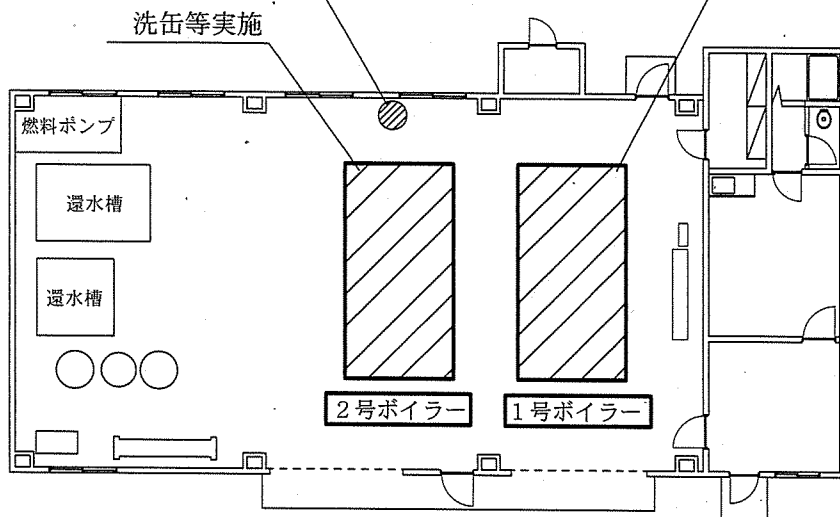
安全弁	設置場所
25A上期	#7 食堂
40A上期	#150 浴場
40A下期	#157 ボイラー室

駐屯地東地区配置図 S=1/X

連続ブロー装置分解整備

安全弁摺り合わせ及び吹出し試験

洗缶等実施



ボイラー室平面図 S=1/300